

県産米消費拡大事業費補助金の 事務手続きについて

1. 交付申請書提出（農林水産部長が別に定める日まで）

○交付申請は、下記提出先に郵送または持参してください。

2. 交付決定通知到着（交付申請から原則30日以内）

3. 事業開始

○本補助金の対象事業は、交付決定後に実施する事業とします。

【事業内容を変更したい場合】

事業内容を変更(増額)する場合には県の承認が必要です。
変更申請書を下記提出先まで郵送又は持参してください。

4. 事業完了

※事業の完了とは:補助事業が完了し、かつ、補助対象経費の支払いがすべて完了した日

実績報告書提出（完了・中止から30日以内又は令和5年2月28日の いずれか早い日）

○実績報告書を下記に郵送又は持参してください。

※実績報告書には下記書類を添付してください。

- ・事業報告書
- ・事業費が確認できる資料(領収書等)
- ・活動の状況が分かる写真等

◎補助金の支払い

実績報告が提出されしだい速やかに支払いを行います。

資料提出・問い合わせ先

農林水産部 販路拡大・輸出促進課

鳥取県鳥取市東町1丁目220

電話:(0857)26-7828

電子メール: hanro-yusyutsu@pref.tottori.lg.jp